

令和4年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況

	事業名	事業内容	進捗状況
消費者モニター	食品表示ウォッチャー	<p>適正表示の確保への取り組みの一環として、消費者モニターの方々に、日常の買い物の際に消費者の立場から表示の状況を調査してもらい、その結果を県に報告してもらう「食品表示ウォッチャー」制度を、平成14年度から実施している。</p> <p>例年、基本的に消費者モニター100人に委嘱し、6～12月の7ヶ月間、月に2店舗モニタリング活動を行ってもらっている。 (2店舗/月・人×7か月(6～12月)×100人=延べ1,400店舗)</p>	<p>今年度は消費者モニター99名に委嘱(100名予定だったが、1名辞退)し、5月16日に業務説明会を実施。6月～12月の間にモニタリング活動を行っていただく予定。</p>
	モニターだより	<p>食の安全安心に関する情報について、わかりやすく伝える。</p> <p>行事の案内や開催結果とともに、食の安全安心基礎講座として、食品衛生、食品表示、牛トレサビリティや貝毒など、食の安全安心に関する記事を幅広く掲載する。</p>	<p>第31号は6月、第32号は10月、第33号は2月に発行予定。(年3回)モニター宛て送付するとともに、県ホームページに掲載する予定。</p>
	モニター研修会	<p>食の安全安心に関する正しい知識の習得を目的に開催する。</p>	<p>令和4年9月中に開催予定。研修テーマ及び講師については検討中。</p>
	生産者との交流会	<p>生産者と消費者モニターが生産現場で直接情報交換や意見交換を行い、相互理解を深める。</p>	<p>令和4年10,11月に開催予定。訪問先や具体的な日程等は検討中。</p>
	食品工場見学会	<p>県内の食品工場で製造過程や衛生管理を見学し、食品衛生について正しい知識を身につける。</p>	

	事業名	事業内容	進捗状況
消費者モニター	モニター制度の広報	モニター制度の広報を行い、新規登録を促す。	各種広報媒体を活用し周知するとともに、コンビニエンスストア、児童館等へチラシを配架予定。
	モニターの登録等	モニターの登録、取消等の事務を行う。	今年度に入り、5人の新規登録、4人の登録取消があり、登録者は1,090人となっている。(R4.5.24現在)
	アンケート調査	毎年1回、全消費者モニターを対象にアンケートを実施し、集計結果を公表する。また、モニター新規登録時にも「登録時アンケート」を実施する。	7月中にアンケートを送付予定。
講習会等	講習会	食の安全安心に関する正しい知識を習得するため、食の安全安心セミナーを開催する。	今年度は食の安全安心セミナーを2回(9, 12月)実施する予定。
	地方懇談会	各地域で、消費者、生産者・事業者及び県が情報交換・意見交換を行い、相互理解を深める。	各地方振興事務所が中心となり企画・開催する。現在、各地方振興事務所あて5月末までに開催計画の提出を求めており、その計画に基づき、今後各圏域ごとに開催される予定。
取組宣言	取組宣言事業の広報	平成26年2月にデザインをリニューアルしたロゴマークも活用し、取組宣言事業の一層の普及・推進を図る。	各種広報媒体を活用し事業周知を図る。また、コンビニエンスストア等へ消費者向けの事業周知チラシを配架予定。
	取組宣言者の登録等	取組宣言者の登録、取消等の事務を行う。実施要綱の一部改正に伴う自主基準の変更について、既存の取組宣言者に登録変更届出書の提出を促す。	今年度に入り、2者の登録、41者の登録取消があり、登録事業者数は2,525者となっている(R4.5.24現在)。昨年10月に実施要綱の一部を改正。新基準による自主基準の変更について、889件変更承認済み(R4.5.24現在)。